

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則をここに公布します。
平成十八年六月一日

三重県公安委員会委員長 寺 田 直 喜

三重県公安委員会規則第九号

三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則

改正 平成十九年三月三〇日三重県公安委員会規則第四号

平成十九年九月二十八日三重県公安委員会規則第九号

平成二十四年十一月二十七日三重県公安委員会規則第五号

平成二十八年三月二十九日三重県公安委員会規則第五号

平成二十九年三月三日三重県公安委員会規則第一号

平成三十一年四月五日三重県公安委員会規則第四号

令和三年六月十八日三重県公安委員会規則第九号

令和五年十一月二十八日三重県公安委員会規則第六号

(通則)

第一条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第五十一条の四第四項に規定する放置違反金(以下「放置違反金」という。)に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関しては、法及び道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(納付命令)

第二条 法第五十一条の四第四項の規定による放置違反金の納付命令は、放置違反金納付命令書(第一号様式。次項において「納付命令書」という。)により行うものとする。

2 前項の納付命令書において指定する納付の期限は、納付命令書を発する日から起算して十四日を経過した日とする。

3 第一項の規定による放置違反金の納付命令を行うときは、放置違反金納入通知書を交付するものとする。
(弁明通知)

第三条 法第五十一条の四第六項の規定による通知は、弁明通知書(第二号様式)により行うものとする。

2 法第五十一条の四第六項の弁明を記載した書面及び有利な証拠の提出について指定する相当の期間は、前項の弁明通知書を発する日から起算して十四日を経過した日とする。

3 法第五十一条の四第七項の規定による揭示は、弁明通知公示送達書(第三号様式)により行うものとする。

(仮納付金の返還通知)

第四条 法第五十一条の四第十二項の規定による通知は、仮納付金返還通知書(第四号様式)により行うものとする。

(納付命令の取消し等の通知)

第五条 法第五十一条の四第十七項の規定による通知は、放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書(第五号様式)により行うものとする。

(督促)

第六条 法第五十一条の四第十三項の規定による督促は、放置違反金の納付期限経過後二十日以内に督促状(第六号様式)により行うものとする。

2 前項の督促状において指定する納付期限は、督促状を発する日から起算して十日を経過した日とする。
(延滞金)

第七条 前条の規定による督促をしたときは、次に掲げる場合を除き、放置違反金の額に納付命令書において指定する納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該放置違反金の金額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

一 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付の期限までに納付できなかったとき。

二 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。

三 前二号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の延滞金の金額に百円未満の端数があるときはその端数金額を、延滞金の全額が千円未満であるときは

その全額を切り捨てる。

(滞納処分)

第八条 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務は、警察職員のうちから三重県警察本部長が指定した者に委任する。

2 前項の規定により指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証(第七号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(放置違反金の納付)

第九条 法第五十一条の四第九項の規定により放置違反金に相当する金額を仮に納付しようとする者、同条第四項の規定により放置違反金を納付しようとする者又は同条第十三項の規定により放置違反金及び延滞金を納付しようとする者は、納付書により納付しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 当分の間、第七条第一項に規定する延滞金の年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十三条第二項に規定する特例基準割合)には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0・0一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

附 則 (平成十九年三月三〇日三重県公安委員会規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年九月二十八日三重県公安委員会規則第九号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年十一月二十七日三重県公安委員会規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月二十九日三重県公安委員会規則第五号)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二号様式裏、第三号様式裏、第五号様式裏、第六号様式裏及び第七号様式裏の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十九年三月三日三重県公安委員会規則第一号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この公安委員会規則(以下「規則」という。)による改正後の三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則附則第二項の規定は、この規則の施行の日以降に納付命令が発せられた延滞金について適用し、同日前に納付命令が発せられた延滞金については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年四月五日三重県公安委員会規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月十八日三重県公安委員会規則第九号)

1 この規則は、公布の日から施行し、同日以降に発する命令書等について適用する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和五年十一月二十八日三重県公安委員会規則第六号)

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の三重県放置違反金の納付命令、督促、滞納処分等に関する規則第七条第一項の規定は、この規則の施行日以後に納付する延滞金について適用する。

第1号様式（第2条関係）

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令書

様

三重県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納付期限までに納付してください。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	放置違反金納入通知書に記載の場所
納付命令の理由	<p>あなたが使用する次の車両が、次のとおり、放置車両と認められたこと。</p> <p><input type="radio"/> 違反日時</p> <p><input type="radio"/> 違反場所</p> <p><input type="radio"/> 違反車両番号</p> <p><input type="radio"/> 違反態様</p>

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 同一の車両につき、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先

第 年 月 日 号																
弁明通知書																
様																
三重県公安委員会 印																
あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。 なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、放置違反金の仮納付をすることができます。																
記																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">弁明通知書の番号</td> <td style="padding: 5px;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明の件名</td> <td style="padding: 5px;">放置違反金の納付命令に関する件（第 号）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">予定される納付命令の内容</td> <td style="padding: 5px;">金 円の放置違反金の納付命令</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠となる法令の条項</td> <td style="padding: 5px;">道路交通法第51条の4第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">納付命令の原因となる事実</td> <td style="padding: 5px;"> あなたが使用する次の車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="checkbox"/> 違反日時 <input type="checkbox"/> 違反場所 <input type="checkbox"/> 違反車両番号 <input type="checkbox"/> 違反態様 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明書の提出先</td> <td style="padding: 5px;">〒514-8524 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県公安委員会（三重県警察本部交通部交通指導課担当）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明書の提出期限</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日 必着</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備考</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。</td> </tr> </table>	弁明通知書の番号	第 号	弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）	予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令	根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項	納付命令の原因となる事実	あなたが使用する次の車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="checkbox"/> 違反日時 <input type="checkbox"/> 違反場所 <input type="checkbox"/> 違反車両番号 <input type="checkbox"/> 違反態様	弁明書の提出先	〒514-8524 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県公安委員会（三重県警察本部交通部交通指導課担当）	弁明書の提出期限	年 月 日 必着	備考	年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。
弁明通知書の番号	第 号															
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）															
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令															
根拠となる法令の条項	道路交通法第51条の4第4項															
納付命令の原因となる事実	あなたが使用する次の車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="checkbox"/> 違反日時 <input type="checkbox"/> 違反場所 <input type="checkbox"/> 違反車両番号 <input type="checkbox"/> 違反態様															
弁明書の提出先	〒514-8524 三重県津市栄町1丁目100番地 三重県公安委員会（三重県警察本部交通部交通指導課担当）															
弁明書の提出期限	年 月 日 必着															
備考	年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。															
注 弁明の機会の付与に際しての留意事項 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。 なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。																

1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、2の(4)における公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金銭が放置違反金の納付とみなされますので（道路交通法第51条の4第11項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないとした場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金銭は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。仮納付の期限経過後は、同封の納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所
放置違反金納付書に記載の場所
- (3) 仮納付するときは、同封の納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。納付書の第1片は、領収証としてあなたに渡されます。
なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所
三重県公安委員会の掲示板（三重県津市栄町1丁目100番地所在）
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、表面の弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

照会先


第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

弁明通知公示送達書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、道路交通法第51条の4第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、三重県警察本部交通部交通指導課に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

三重県公安委員会 

記

- 1 弁明書の提出先
〒514-8514 三重県津市栄町1丁目100番地
三重県警察本部交通部交通指導課
- 2 弁明書の提出期限
年 月 日まで
- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示を始めた日から2週間を経過したときに、同条第6項の通知の到達があったものとみなされます。

第4号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

仮納付金返還通知書

様

三重県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件（第 号）」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。

また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書

様

三重県公安委員会 印

あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	円

第 年 月 日

督促状

様

三重県公安委員会



あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
	号	円	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	放置違反金納付書に記載の場所

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

注 1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付した納付書は使用せず、同封した納付書により納付してください。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収書（受領証）が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

3 延滞金については、裏面をご覧ください。

照 会 先

(裏)

■ 延滞金について

放置違反金の延滞金は、当該放置違反金の額に放置違反金納付命令書において指定する納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5%の割合を乗じて計算した金額とします。

なお、その金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を、延滞金の全額が1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。

